

判例変更に伴う修正のお知らせ

令和2年11月25日、憲法の司法審査の範囲（地方議会議員の出席停止）に関し、あらたな判例が出ました。この判例を踏まえ、教材の修正が生じました。お手数ではございますが、ご修正の上ご使用ください。

基本テキスト・憲法基礎法学	
P. 135 図表で整理	「地方議会」に関する部分を削除
過去問集	
P. 185～186 問題66・肢5 解説を差し替え	正解 3・5 5 × 判例（最大判令2. 11. 25）は、地方議会議員の出席停止処分につき「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができる」とし、「普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる」としています。
P. 219 問題82・肢4 解説を差し替え	判例（最大判令2. 11. 25）は、地方議会議員の出席停止の懲罰については「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができる」としていますが、その他の懲罰についても広く審査を行うことができる」とまではしていません。
ミニテスト 憲法⑦	
問題1 肢4 問題文を修正	4 地方議会の議員に対する懲罰として行われた除名処分も出席停止処分も司法審査の対象になる。
問題1 肢4 解説文を修正	4 ○ 地方議会の議員に対する懲罰として行われた除名処分も、出席停止処分も、司法審査の対象となるとするのが判例（除名処分につき最大判昭35. 10. 19、出席停止処分につき最大判令2. 11. 25）です。（テキP. 134）
実力完成テキスト・憲法	
P. 107 問題14 肢5 解説を修正	<p>【2 知識を喚起しよう】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">☆☆☆ 正答判断の決め手 ☆☆☆</div> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">➡</p> <p>本肢は判例がポイント！！</p> <p>市議会議員出席停止事件：最大判令2.11.25</p> <p>「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができる…。したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。」</p> <p>【3 いざ、正答判断へ！】</p> <p>この判例は、「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができる…」としています。つまり、「普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。」ということです。</p> <p>したがって、本肢は妥当でない記述であり、「妥当でないもの」を探す本問の正解となります。</p>
P. 108 2. (3) ア. 地方議会の部分を修正	地方議会の議員に対する懲罰として行われた除名処分も、出席停止処分も、司法審査の対象となるとしています。